

指定居宅サービス事業者等の指定の全部の効力の停止について

平成23年8月9日（火）

高齢介護室 居宅事業者課 指導グループ ダイヤル 06-6944-7099

大阪府は、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者等の指定の全部の効力を停止しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 有限会社 マウムデロ
- (2) 代表者 取締役 鍛本 文子（くわもと ふみこ）
- (3) 所在地 大阪市生野区中川一丁目2番21-403号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 かいごしえんセンターマウムデロ（指定訪問介護事業）
かいごしえんセンターマウムデロ（指定介護予防訪問介護事業）
- (2) 所在地 大阪市生野区桃谷四丁目15番9号 三幸バザール112号
- (3) 指定年月日 平成23年4月1日（指定訪問介護事業）
平成23年4月1日（指定介護予防訪問介護事業）

3 効力の停止の内容及び期間

指定の全部の効力の停止3カ月間（平成23年8月9日から同年11月8日までの間）

4 効力の停止の理由

有限会社マウムデロは、指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業において、平成23年4月1日の指定時から、同年4月20日までの間、常勤専従の管理者及びサービス提供責任者を配置していなかった。

また、厚生労働省令で定める訪問介護員等の員数（常勤換算方法で2.5人以上）を確保していなかった。

これは、同年3月23日の指定書交付時に、同年3月31日までの間に、指定基準を満たせない等不測の事態が起こった場合は、大阪府に届けるよう注意喚起していたにも拘わらず、この届を怠り、基準を満たす人員配置がなされていなかったものであり、介護保険法第77条第1項第2号及び同法第115条の9第1項第2号の人員基準違反に該当する。